

現場説明書

- 1 業務名 処理場施設劣化診断業務委託
2 監督員 技術部 下水道施設課

説明事項

1. 入札等に関する事項について

- (1) この業務の入札又は見積(以下「入札等」という。)は、業務委託契約書又は業務委託請書(以下「契約書等」という。)、入札公告又は指名競争入札執行通知書及びこの説明書に記載する条件により、横須賀市の上下水道局契約規程によりその例によることとされている契約規則、契約履行規則及び工事等検査規則(以下「契約規則等」という。)に従って行う。
- (2) 入札等後は、設計書、仕様書及び図面(この説明書及び質問回答書を含む。以下「設計図書」という。)、契約書等若しくは契約規則等の内容又は施行場所の状況について、不明等を理由として異議の申立てはできないので、入札等前に十分究明すること。

2. 前払金について

前払金 する ~~しない~~
前払金を受けようとする場合は、その旨を申し出ること。

3. 部分払について

部分払 する(~~一回以内~~) しない

~~4. 継続事業に係る業務の各会計年度別支払限度額について~~

- (1) 継続事業に係る業務の各会計年度における委託代金額の支払限度額及び前払金の割合は、次のとおりである。

会計年度	支払限度額 (委託代金額に対する割合)	前払金
初年度(年度)	%	支払限度額・委託代金額の%
第2年度(年度)	%	支払限度額・委託代金額の%
第3年度(年度)	%	支払限度額・委託代金額の%

- (2) 各会計年度における委託代金額の支払限度額は、受託者決定後業務委託契約書を作成するまでに受託者に通知する。

5. 契約に関する事項について

- (1) 設計図書関係
- ア 土木工事等の場合における工種別等の契約数量は、設計書の数量の内訳書に表示された数量による。
- イ 仮設、工法等工事目的物を完成するために必要な一切の手段については、設計図書に特別の定めがある場合を除き、受託者の責任において定めること。
- ウ 契約の締結にあたっては、契約書等に設計図書を袋とじし、割印をすること。ただし、図面が大型等の場合にあつては、別冊とすること。
- (2) 提出書類関係
- ア 委託代金内訳書 ~~要提出(契約締結後7日以内)~~
提出不要
- イ 工程表 要提出(契約締結後7日以内)
提出不要
- ウ 着手届 着手後5日以内に提出すること。
- エ 現場代理人及び主任技術者等届 契約までに現場代理人及び主任技術者等の経歴書も同時に提出すること。

オ 下請負者届 下請負を発注の都度、提出すること。

カ 直営工事届 下請負を発注しない又はその予定がない場合は、遅滞なく提出すること。

(3) 監督員通知関係

監督員を2人以上置くこととした場合において、権限を分担させるときは、各監督員の権限の内容を別に通知する。

(4) 支給材料、貸与品関係

ア 支給材料	あり	なし
イ 貸与品	あり	なし

(5) 条件変更等の関係

業務の施行に当たり、設計図書と現場の状態とが一致しないこと等の事実を発見したときは、単に事実関係のみでなく、設計図書の訂正に必要な資料、図面等を添付した書面で通知すること。

(6) 設計変更等の関係

必要により業務内容を変更する場合は、原則としてその必要が生じた都度契約変更の手続を行うが、軽微なものは監督員の指示により業務内容の変更を行い、これに伴う契約変更の手続は、履行期間の末に行う。

(7) 部分引渡し関係

部分引渡し指定部分	あり	なし
-----------	----	----

6. テクリスの登録について

受託者は、受注時、変更時及び完了時において委託代金額が100万円以上の業務について、測量調査設計業務実績情報サービス(TECRIS)入力システムに基づき、監督員に登録内容の確認を受けた後に、(一財)日本建設情報総合センターに登録申請しなければならない。

ただし、建築関係業務においては、対象外となる場合があるので監督員と協議すること。

また、(一財)日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」が受託者に届いた際には、直ちに監督員に提出しなければならない。

登録申請の期限は、次のとおりとする。

- (1) 受注時登録データの提出期限は、契約締結後10日以内とする。
- (2) 完了時登録データの提出期限は、業務完了後10日以内とする。
- (3) 施行中に受注時登録データの内容に変更があった場合は、変更があった日から10日以内に変更データを提出しなければならない。
- (4) 変更時と完了までの間が10日間に満たない場合は、監督員の承諾を得て変更時の提出を省略できるものとする。

7. 下請負者について

下請負者を使用する場合には、市内業者を優先的に選定するように配慮すること。

8. 一括下請けの禁止について

受託者は、本業務の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

9. 技術的事項について (別紙)

特記仕様書

件名：処理場施設劣化診断業務委託

委託対象：各下水処理施設 処理場関連 28施設 〈別表-1〉

各施設における
調査方法・範囲に関して

各施設における中性化深さ試験に関してはドリル法（もしくはそれに相当する方法）にて実施する。調査位置に関しては、各建物の『推測される劣化しやすい箇所』で1試験箇所3孔を基本とし、必要に応じて追加の試験をするものとする。

調査計画の策定

「室の使用状況（室名）」および「既存の内壁の仕上げ工法」などを考慮し計画すること。

業務内容

以下の添付資料に従い、定められた項目ごとに成果品を提出すること。

添付資料

- ・【劣化診断】委託要領及び仕様書
- ・〈別表-1〉 処理場対象建築物一覧
- ・提出書類一覧

参考資料

- ・処理場施設 一般平面図

【劣化診断】委託要領及び仕様書

1 委託業務の目的

下水道施設は、地震時においても機能を確保すべき重要なライフラインの一つである。本業務の対象建築物は、別添の対象施設のとおりである。当該下水道施設について劣化診断、改修方法の提案、施工優先順位の作成、概算工事費の算出を行う。

2 委託業務の内容

(1) 劣化診断業務内容

ア 診断計画

(ア) 業務計画書の作成と提出

請負者は、委託契約後速やかに作業項目、手順および作業内容、実施工程、体制等について詳細な業務計画を立案し、次の各号に掲げる事項を明らかにした業務計画書を監督員に提出し承諾を受けなければならない。なお、現地調査に当たっては、必ず施設運用管理者の了解のもとに行うこと。

- ・主たる調査場所、方法、使用機器及び使用材料
- ・調査、試験箇所等の設定根拠
- ・実施工程表
- ・配置技術者について
 - 1) 管理技術者は上下水道部門のうち下水道の技術士の資格を有している者
 - 2) 照査担当者は一級建築士の資格を有している者
- ・必要となる協議内容および協議時期（工程表に記載）

イ 資料収集・整理

(ア) 関連資料の収集、整理

対象施設、構造物に関する地盤及び構造条件について、本市が提供する資料及びその他関係資料の収集を行い、整理するとともに調査の基礎資料とする。

ウ 現地調査・確認

(ア) 対象施設の整理

対象施設について、現地踏査による目視調査を行い、補修・改修に向けた提案が出来るよう現状を整理する。なお、対象施設の調査範囲は脚立や梯子の設置により目視可能な範囲とする。土木構造物における地下や水路部については呼吸用防護具や大掛かりな仮設を必要としない箇所で行うこととし、水槽や水路などの危険個所の調査の際には、送風機などによる安全対策を実施する。

(イ) 監督員の承認を得て鉄筋探査機により、柱、壁等の配筋状況（ピッチ等）を調査し記録する。

(ウ) コンクリートの反発度の測定

コンクリート構造物のコンクリートの反発度は、JIS A 1155 リバウンドハンマーの反発度を測定する方法により求める。原則として打放し面で実施するが、やむを得ず仕上げがある位置で調査を実施する場合は、事前に監督員と協議する。

結果については、過去に耐震診断によりコンクリート圧縮強度試験が行われている場合は当時の試験結果と比較検討も合わせて行うこととする。

(エ) 中性化深さ試験

鉄筋コンクリート構造物の中性化深さを測定する。中性化深さは、ドリル法を用いて行う。原則として、1箇所3検体とすることとし、箇所数が増加等する場合は、事前に監督員と協議する。

また必要に応じて、はつりにより現地で中性化深さを測定する。なお、はつり箇所については、従前どおりに補修する。

(オ) 写真撮影

現況建物調査中、重要な工程及び建物全景等を写真撮影し記録する。

エ 改修計画の策定

診断の結果をもとに、対象施設の中性化の進行具合について総合的に評価し、改修対策の必要性を判断する。

併せて、他の劣化の進行が進んでいる項目や鉄筋露出部などに関しても改修内容の整理を行う。

～中性化対策検討について～

対策検討では、対策工法（表面保護、断面修復、再アルカリ化 等）の比較検討を行い、概算工事費、工期を算出する。また、施設の運転管理状況、施設の休止や代替処理施設等の確保等、補強工事の実施にあたりどのような影響があるのか課題を整理する。

オ 報告書作成

(ア) 報告書作成

検討内容、調査結果、改修計画等を整理し報告書を作成する。

(イ) 照査

請負者は、業務を履行するうえで技術資料等の諸情報を活用し、十分な比較検討を行うことにより、業務の高い質を確保することに努めるとともに、照査担当者を定め段階的に照査を実施し成果品に間違いがないよう努めなければならない。照査実施にあたっては、業務計画書に時期・内容を記載すること。

(ウ) 成果品の提出

提出書類については、「別紙：提出書類一覧」による。

3 資料の貸与

委託者は、請負者が業務を行うにあたって必要とする設計書等の資料を提供するものとし、請負者はその資料の管理については十分注意する。

4 請負者の心得

請負者は、重大な判断に関わる重要な立場にあることを自覚し、常に公正な態度を保たねばならない。また、本件の実施により知り得た情報を当局の承諾なしに他に漏らしてはならない。

5 その他

- (1) 請負者は、本業務を一括して他人に請け負わせてはならない。
- (2) 協力事務所、下請負業者を使用する場合には下請負者届により提出する。
- (3) 請負者が下請負者を使用しない場合は直営業務届により提出する。
- (4) この要領に定めのない事項については、発注者と請負者が協議して定めるものとする。

< 準拠図書 >

- 「コンクリート標準示方書 維持管理編 2018年版」 (土木学会)
- 「コンクリート標準示方書 規準編 2018年版」 (土木学会)
- 「公共建築工事標準仕様書」
国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 平成 31 年版 (公共建築協会)
- 「建築工事監理指針 (上巻、下巻)」
国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 令和元年版 (公共建築協会)
- 「公共建築改修工事標準仕様書」
国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 平成 31 年版 (建築保全センター)
- 「建築改修工事監理指針 (上巻、下巻)」
国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 令和元年版 (建築保全センター)

処理場 対象建築物 一覧

施設名	所在地	建物名	築年	構造	地上 (階)	地下 (階)	建築物の 高さ(m)	建築面積 (㎡)	床面積 (㎡)	備考
下町浄化センター	三春町2丁目1番地	管理棟	S45	RC一部S	4	2	16.6	2,258.40	5,652.70	
		汚泥処理棟	S46	RC	2	-	14.2	678.06	1,455.74	
		汚泥調整槽・濃縮棟		RC	1	1	6.7	127.680	252.000	
		II系水処理棟	S53	RC	2	3	15.65	5,877.49	8,490.09	
		特高受電棟	S58	RC一部PC	2	-	14.6	755.93	1,454.04	
		III系水処理棟	S59	RC一部PC	3	2	15.65	5,926.52	8,761.86	
		焼却炉監視棟	S62	RC	3	-		345.40	993.75	
		処理水ポンプ上屋		S	1	-		152.62	152.62	ALC、変状調査のみ
		汚泥焼却炉棟（4号）	H10	S	2	1	27.75	881.76	1,493.20	ALC
		処理水再利用施設		RC	2	-	9.55	269.22	122.20	
		機械濃縮棟	H13	SRC	3	1	16.1	1,159.29	2,997.09	
		脱水機棟	H17	RC	4	1	19.05	281.81	1,162.02	
		塩素滅菌室		RC	1	-	5.85	121.50	121.50	
		管廊階段室		RC	1	1	3.4	11.15	21.22	
管廊		RC								
下町浄化センター	平成町3丁目2番地	水処理棟	H21	RC	3	1	16.4	11,102.98	16,867.52	
		塩素接触タンク棟		RC	1	-	6.7	71.24	71.24	
		沈砂池ポンプ棟	H21	RC	2	3	12.3	1,692.44	4,690.57	
追浜浄化センター	浦郷町5丁目2931番地	管理棟	S58	RC	3	2	21.4	1,286.040	4,556.165	
		水処理棟	S58	RC	2	1	15.15	5,411.100	7,899.530	内壁、柱：ペンキ
		塩素接触タンク棟	S58	RC	1	1	5.4	129.720	103.200	
		汚泥処理棟	S58	RC	2	1	13.3	918.920	2,114.190	
		ホッパ棟	H28	S	1	-	10.63	91.280	91.280	ALC壁、変状調査のみ
		管廊①		RC						
		管廊②		RC						
西浄化センター	長坂2丁目2番地2号	水処理棟	H9	RC	2	3	12.35	10,926.165	16,511.350	
		管理本館	H9	RC	4	3	27.7	1,625.540	7,755.694	
		送泥ポンプ棟	H12	RC	2	1	12.95	842.180	1,697.820	1F脱臭気室

提出書類一覧

工事タイトル： 処理場施設 劣化診断業務委託

施設名： 下町、追浜、西浄化センター

サブタイトル： (〇〇〇：施設名)

名 称	様 式	部数	備 考
【金文字・黒表紙製本】			
報告書 ^{※1}	A-4	2	データ提出
【パイプ式ファイル等】			
議事録および諸官庁打合せ記録	A-4	1	※2
照査報告書	A-4	1	※2
現地調査報告書・写真	A-4	1	※2
設計参考資料	A-4	1	※2 特殊工法採用時など、必要に応じて添付

※1 報告書内容については、対象施設ごとに整理し、必要に応じて別冊とすること。

(整理方法については監督員と事前に協議する)

※2 議事録等は報告書に含んでも良い。

参考資料

処理場施設 一般平面図

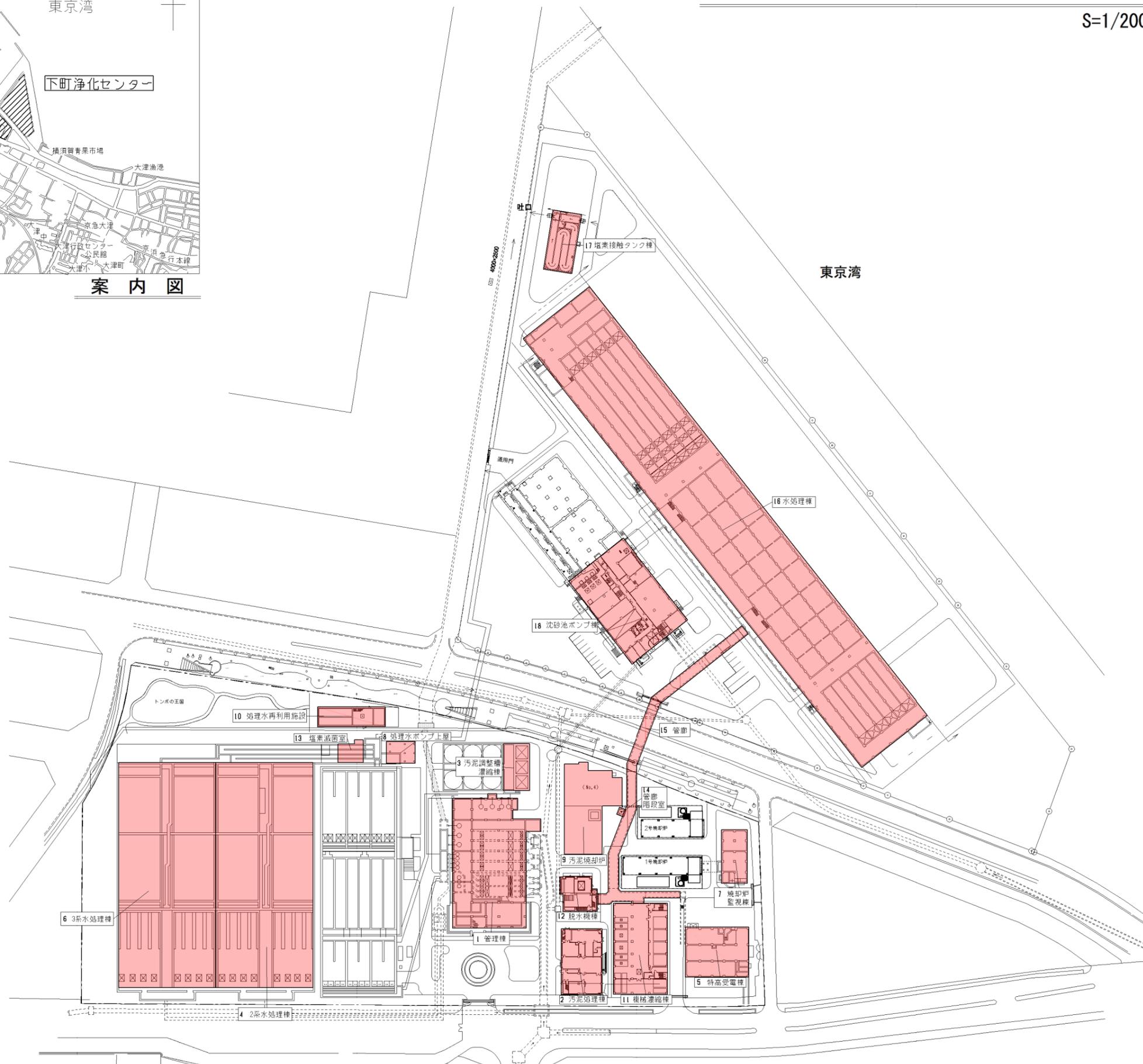
横須賀市下町浄化センター全体配置図

S=1/2000



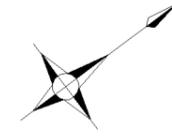
下町浄化センター

案内図



横須賀市上下水道局			
図面名称	下町浄化センター一般平面図		
種別	配置図		
縮尺	1:2000	図番	2
製作	令和3年	月	
課長		係長	設計者

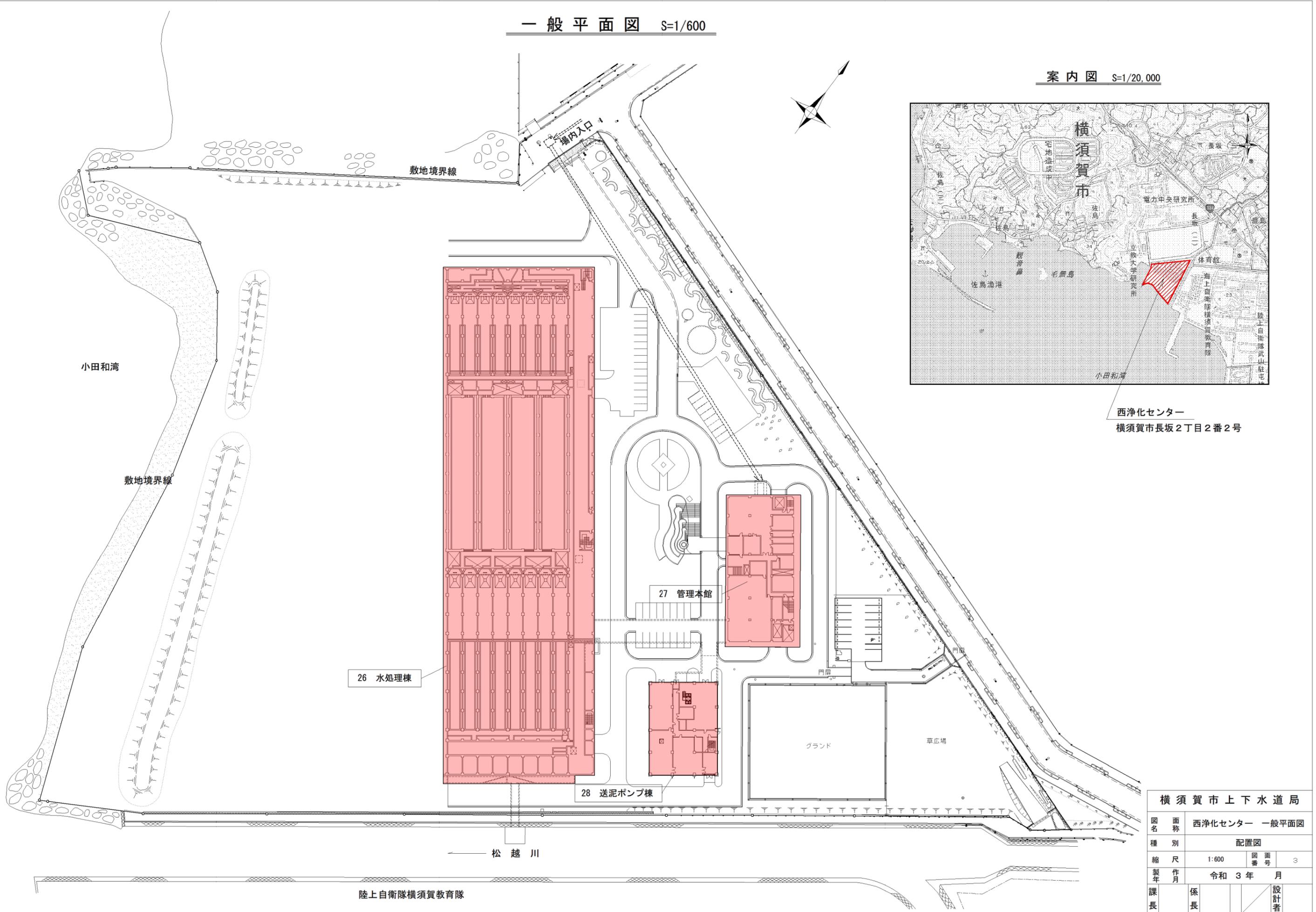
横須賀市追浜浄化センター 一般平面図 縮尺 1:1200



横須賀市上下水道局			
図名称	追浜浄化センター 一般平面図		
種別	配置図		
縮尺	1:1200	図番号	1
制作年	令和 3年 月		
課長	係長		設計者

一般平面図 S=1/600

案内図 S=1/20,000



西浄化センター
横須賀市長坂2丁目2番2号

横須賀市上下水道局

図名	西浄化センター 一般平面図			
種別	配置図			
縮尺	1:600	図番	面号	3
製年	令和 3 年 月			
課長	係長			設計者

陸上自衛隊横須賀教育隊

個人情報の取扱いに関する特記事項

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1条 受託者（以下「乙」という。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、業務に関して個人情報を取り扱うときは、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(適正な管理)

第2条 乙は、個人情報の漏えい、滅失、改ざん、き損及びその他の事故を未然に防止するため必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、個人情報の取扱いに関する責任体制を整備し、管理責任者を定めなければならない。

3 乙は、個人情報の保管にあたっては、この契約による業務により取得した個人情報とそれ以外の個人情報を明確に区分し、管理しなければならない。

(管理責任者等の教育及び研修)

第3条 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティに対する意識の向上を図るため、管理責任者及び従事者に対し、横須賀市個人情報保護条例第14条（受託者等の責務）、第32条及び第33条（罰則）の内容並びに本特記事項において従事者が遵守すべき事項その他この契約による業務の適切な履行に関し必要な事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

(秘密の保持)

第4条 乙は、個人情報の内容を第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 乙は、この契約による業務の処理の従事者が個人情報を管理責任者の承諾を得ることなく事務所以外の場所に持ち出し、又は不適切な取扱いにより第三者に漏らすことのないように、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(収集の制限)

第5条 乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を収集するときは、その目的を明確にし、当該目的の達成に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用等の禁止)

第6条 乙は、委託者（以下「甲」という。）の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務の目的以外の目的に個人情報を利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写等の禁止)

第7条 乙は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、業務を実施するために甲から提供された個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還)

第8条 乙は、この契約による事務を処理するために甲から貸与され、又は乙が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後直ちに甲に返還し、又は引き渡し、若しくは消去しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

2 乙は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去する場合は、当該個人情報が復元できないように確実に消去しなければならない。

3 乙は、前項の規定により個人情報を消去した場合は、当該個人情報を消去した旨の報告書を甲に提出しなければならない。

(再委託の禁止等)

第9条 乙は、個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託（以下「再委託」という。）してはならない。ただし、書面により甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 乙は、個人情報の処理を再委託する場合及び再委託の内容を変更する場合は、あらかじめ次の各号に規定する事項を記載した書面を甲に提出し、前項ただし書きの承諾を得なければならない。

(1) 再委託の相手方

(2) 再委託を行う業務の内容

(3) 再委託で取り扱う個人情報

(4) 再委託の期間

(5) 再委託が必要な理由

(6) 再委託の相手方における責任体制及び管理責任者

(7) その他甲が必要と認める事項

3 乙は、前項の規定により個人情報を取り扱う事務を再委託の相手方（以下「再受託者」という。）に取り扱わせる場合には、乙と再受託者との契約内容に関わらず、再受託者の当該事務に関する行為について責任を負うものとする。

4 乙は、再委託契約において、再受託者に対する監督及び個人情報の安全管理の方法について具体的に指示しなければならない。

5 乙は、この契約による業務を再委託した場合は、その履行を監督するとともに、甲の求めに応じて、再受託者の状況等を報告しなければならない。

(立入調査等)

第10条 甲は、個人情報を保護するために必要な限度において、乙に対し、個人情報を取り扱う事務について管理状況の説明若しくは資料の提出を求め、又は乙の事務所に立ち入ることができる。

2 乙は、甲から個人情報の取扱いに関して改善を指示されたときは、その指示に従わなければならない。

(事故発生時等における報告)

第11条 乙は、個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざん等の事故（以下「漏えい事故」という。）が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 乙は、漏えい事故が生じた場合、当該事故の被害を最小限にするため、甲と協力して必要な措置を講じ、かつ、甲の指示に従わなければならない。

(補則)

第12条 乙は、この契約における個人情報の取扱いについて疑義が生じたときは、甲と協議し、その指示に従わなければならない。

令和 03 年度 設計積算書表紙 (当初)	
設計書番号	年度 03
事業所名	横須賀市上下水道局 (下水道)
(工事・業務)名	処理場施設劣化診断業務委託
(工事・業務)箇所	横須賀市三春町2丁目1番地 ほか2箇所
(河川・路線・区域)名	
単価採用地区名	横須賀
事業区分	単費
工期	180 日間
設計金額	(円)
	円
設計概要	(単費) 劣化診断 1式
(起工・変更)理由	

横須賀市

令和 03 年度 設計積算書表紙 (当初)

<支出科目>

款	04 資本的支出
項	01 建設改良費
目	40 終末処理場建設事業費
節	02 終末処理場建設費
細節	16 委託料

<合併区分情報>

合併処理設定	しない	
	区 分 1	
	区 分 2	
	区 分 3	
	区 分 4	
	区 分 5	
	区 分 6	
	区 分 7	
	区 分 8	
	区 分 9	

<全体金額情報>

	当初官積算額 (a)	当初請負額(b1)	今回変更官積算額 (c)	今回変更請負額 (d)=(b1)/(a)×(c)	増減 (d)-(b1) or (b2)	備 考
		前回変更請負額(b2)				
業務費						
業務価格						
消費税等相当額						

令和 03 年度 積算諸条件調書(当初)

経費等情報	設計業務	委託先/α、β	建設コンサルト/α=35%、β=35%	
		電子成果品作成費	計上する(詳細設計)	
		旅費交通費	計上しない	
	測量業務	安全費率		
		電子成果品作成費		
		旅費交通費		
	地質・土質調査業務	電子成果品作成費		
		施工管理費		
		旅費交通費		
	地質・土質調査業務(解析)	委託先/α、β		
	港湾測量業務	技術経費率		
	港湾磁気探査業務	技術経費率		
業務委託	諸経費率			
	技術経費率			
設計業務等標準積算基準書 適用年版		令和02年8月1日適用		
資材等単価表 適用年版		令和03年4月1日基準		
積算数量等情報	名称	採用数量	単位	備考
(その他情報欄)				

本 工 事 費 内 訳 書

(上段：前回 下段：今回)

費目	工種	種別	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
設計業務							
直接原価			1	式			
直接人件費			1	式			
劣化診断			1	式			第 1001 号 内訳書
設計協議			1	式			第 1002 号 内訳書
直接経費			1	式			
試験費			1	式			第 1003 号 内訳書
旅費交通費			1	式			第 1004 号 内訳書
電子成果品作成費(率計上分)			1	式			
直接原価計			1	式			
その他原価			1	式			
一般管理費等			1	式			
設計業務価格			1	式			

本 工 事 費 内 訳 書

(上段：前回 下段：今回)

費目・工種 種別	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
消費税及び地方消費税相当額		式			
	1				
業務委託料		式			
	1				

第1001号 内訳書
劣化診断

1 式

(上段:前回 下段:今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(AMA0010) 劣化診断					第1001号下内
	1	式			
合 計					

第1002号 内訳書
設計協議

1 式

(上段:前回 下段:今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(AMA0020) 設計協議					第1002号下内
	1	式			
合 計					

第1003号 内訳書
試験費

1 式

(上段:前回 下段:今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(TJ0030) 試験費					
	1	式			
合 計					

第1004号 内訳書
旅費交通費

1 式

(上段:前回 下段:今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(TJ0040) 旅費交通費					
	1	式			
合 計					

第1001号 下位内訳書
 AMA0010 劣化診断

1 式 当り
 適用年版 T0304

(上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(SJ0010) 診断計画	1	式			第1001号単価表
(SJ0020) 資料収集	1	式			第1002号単価表
(SJ0030) 現地調査	1	式			第1003号単価表
(SJ0040) 改修計画策定	1	式			第1004号単価表
(SJ0050) 報告書作成	1	式			第1005号単価表
(SJ0060) 照査	1	式			第1006号単価表
合 計					
	1	式			円/式

第1002号 下位内訳書
 AMA0020 設計協議

1 式 当り
 適用年版 T0304

(上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(SJ0070) 初回打合せ					第1007号単価表
	1	式			
(SJ0080) 中間打合せ (3回)					第1008号単価表
	1	式			
(SJ0090) 最終打合せ					第1009号単価表
	1	式			
合 計					
	1	式			円/式

第1001号 単価表
SJ0010 診断計画

1 式 当り
適用年版 T0304
(上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(R0401) 理事・技師長	0.5	人			
(R0402) 主任技師	1	人			
(R0403) 技師 (A)	1	人			
(R0404) 技師 (B)	1.5	人			
合 計					
	1	式			整数止め切捨て 円/式

第1002号 単価表
SJ0020 資料収集

1 式 当り
適用年版 T0304
(上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(R0402) 主任技師	1	人			
(R0403) 技師 (A)	3	人			
(R0404) 技師 (B)	4	人			
(R0405) 技師 (C)	6	人			
合 計					
	1	式			整数止め切捨て 円/式

第1003号 単価表
SJ0030 現地調査

1 式 当り
適用年版 T0304
(上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(R0402) 主任技師	2	人			
(R0403) 技師 (A)	4	人			
(R0404) 技師 (B)	4	人			
合 計					
	1	式			整数止め切捨て 円/式

第1004号 単価表
SJ0040 改修計画策定

1 式 当り
適用年版 T0304
(上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(R0402) 主任技師	1	人			
(R0403) 技師 (A)	3	人			
(R0404) 技師 (B)	9	人			
(R0405) 技師 (C)	5	人			
合 計					
	1	式			整数止め切捨て 円/式

第1005号 単価表
SJ0050 報告書作成

1 式 当り
適用年版 T0304
(上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(R0402) 主任技師	1.5	人			
(R0403) 技師 (A)	4.5	人			
(R0404) 技師 (B)	5.5	人			
(R0405) 技師 (C)	4	人			
(R0406) 技術員	3	人			
合 計					
	1	式			整数止め切捨て 円/式

第1006号 単価表
SJ0060 照査

1 式 当り
適用年版 T0304
(上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(R0401) 理事・技師長	1	人			
(R0402) 主任技師	1.5	人			
合 計					
	1	式			整数止め切捨て 円/式

第1007号 単価表
SJ0070 初回打合せ

1 式 当り
適用年版 T0304
(上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(R0402) 主任技師	1	人			
(R0403) 技師 (A)	1	人			
合 計					
	1	式			整数止め切捨て 円/式

第1008号 単価表
SJ0080 中間打合せ (3回)

1 式 当り
適用年版 T0304
(上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(R0403) 技師 (A)	3	人			
(R0404) 技師 (B)	3	人			
合 計					
	1	式			整数止め切捨て 円/式

第1009号 単価表
 SJ0090 最終打合せ

1 式 当り
 適用年版 T0304
 (上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(R0402) 主任技師	1	人			
(R0403) 技師 (A)	1	人			
合 計					
	1	式			整数止め切捨て 円/式

